

山陽小野田市民病院経営管理改善支援業務に係る
公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務の名称

山陽小野田市民病院経営管理改善支援業務（以下、「業務」という。）

2 業務の目的

山陽小野田市民病院（以下、「甲」という。）において、病院全般における高い知識と豊富な経験を有する外部の事業者（以下、「乙」という。）の専門的見地から、甲の経営状況を分析し、医療の質の向上を図りながら、病院事業の収益及び費用を改善し、経営基盤を強化するための経営管理改善支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から、平成29年7月31日までの期間とする。

4 委託内容

業務の委託内容は、以下に示す甲の経営管理の改善のための調査、分析、検討への参加、助言及び情報提供とする。

また、以下の業務は関係者と協議のうえ、現場の状況を踏まえつつ進めるものとする。

(1) 現状分析

- ・外部環境分析
- ・経営分析
- ・コスト分析

(2) 経営改善策の提案

- ・収益向上策
- ・コスト削減策
- ・収益向上策及びコスト削減策についての目標設定

(3) その他、必要となる支援業務

- ・上記(1)及び(2)に明記されていない事項でも、目的を達成するために必要、または効果的であると認められる場合は、甲乙協議の上

追加実施する。

- ・業務全体の進捗管理（業務の優先順位付けやスケジュール調整等）
- ・他病院の先進事例を用いての提案、支援業務
- ・職員向け説明資料の作成及び説明の実施
- ・その他、経営管理改善支援に関して必要となる業務

5 業務の実施条件等

- (1) 甲の業務に係る企画提案のプレゼンテーション担当者が、業務の主担当者となること。
- (2) 甲の業務に係る企画提案のプレゼンテーション時に、乙が提出した実施体制で、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたり、医療行政、病院運営に関し、相当な知識と経験を有するスタッフを配置すること。
- (4) 業務の実施にあたり、定期的に甲を訪問し、また随時の連絡に対応できる体制が取れること。この場合、打ち合わせ記録簿を作成し、その都度速やかに甲に提出すること。

6 成果品

(1) 成果品

当該業務の年度別における成果品は、次のとおりとする。

【平成28年度】

- ・病院経営改善提案書（中間報告書）
- ・現状分析結果書（中間報告書）
- ・各種調査データ、記録簿（各種会議、打ち合わせ等の会議録）（中間報告書）
- ・上記資料のデータを記録したCD等の電子媒体一式（中間報告書）

【平成29年度】

- ・病院経営改善提案書
- ・現状分析結果書
- ・各種調査データ、記録簿（各種会議、打ち合わせ等の会議録）
- ・上記資料のデータを記録したCD等の電子媒体一式

(2) 成果品の提出等

乙は業務が完了したときは、以下の期日までに速やかに前項の成果品及び業務完了届を、山陽小野田市病院局総務課に提出し、完了検査を受けなければならない。その成果品に訂正事項等があった場合は、甲の指示に従い、速やかに訂正し再提出しなければならない。

平成28年度分：平成29年3月31日（木）

平成29年度分：平成29年7月31日（月）

（3）帰属

成果品及び業務工程において作成された資料等に対する一切の権利は、甲に帰属する。なお、これら成果品等の第三者への提供や、内容の転載については、両者の承諾を必要とする。

7 特記事項

（1）法令等の遵守

乙は業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守するとともに、個人情報保護、情報セキュリティの取り組みを徹底すること。

（2）費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

（3）秘密の保持

乙は、甲から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）、及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務終了後も同様とする。

（4）資料の貸与及び返還

乙は、甲の貸与資料等を業務完了後速やかに甲に返還しなければならない。

（5）疑義

仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、乙は甲と十分な協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。